

令和2年第2回(2月)大郷町議会臨時会会議録第1号

令和2年2月4日(火)

---

応招議員(14名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

---

出席議員(14名)

応招議員と同じ

---

欠席議員(0名)

なし

---

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中学君	副町長	武藤浩道君
教育長	鳥海義弘君	参事	残間俊典君
参事(特命担当)	千葉伸吾君	総務課長	浅野辰夫君
財政課長	熊谷有司君	まちづくり政策課長	伊藤義継君
税務課長	武藤弘子君	町民課長	千葉昭君
保健福祉課長	鎌田光一君	農政商工課長	高橋優君
地域整備課長	三浦光君	会計管理者	遠藤努君
学校教育課長	斎藤雅彦君	社会教育課長	菅野直人君

---

事務局出席職員氏名

事務局長 遠藤龍太郎 次長 齋藤由美子 主事 高橋将吾

---

議事日程第1号

令和2年2月4日(火曜日) 午前10時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第3号 工事請負契約の締結について

---

本日の会議に付した案件

議事日程と同じ

---

---

午 前 10時30分 開 会

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回大郷町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。ここで町長より御挨拶をいただきます。

町長（田中 学君） 皆さん、おはようございます。

臨時議会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和2年第2回大郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、何かと御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

去年のあの台風から間もなく四カ月を迎えようとしてございますが、また、ことしの冬は暖冬で雪のない、きょう立春を迎えました。このままでいくと、この先の農業用水に水不足が心配されるところでございます。今、世界中で大変心配されている新型コロナウイルス肺炎の国内感染が拡大するのではないかという心配もございます。自ら如何にして感染を防ぐかということで様々な手法を取っているようでありますが、本町でもスピーカーを通して町民に呼びかけているところであります。1月の第3日曜日、総合運動場の災害仮設住宅、新年の餅つき大会が開催され、私も出席をさせていただきましたが、入居されている皆さんにも大勢の参加をいただき、つきたての餅を味わいながら和やかに大変楽しく交流されており、団地内のコミュニケーションが図られているものと喜んでその光景を感じたところであります。ことしはまさに台風災害からの復旧・復興元年と位置づけて全力で本町の復旧再生に取り組んでまいりますので、議員各位の、なお一層の御指導、御協力をお願い申し上げます。

さて、本日、町営住宅高崎団地第5工区の工事請負契約の締結につい

て御提案させていただきます。高崎団地については、現在第4工区を施工中であり、今回第5工区として4戸の建設を発注し令和2年度に残り2戸の建設を行うことにより、計画戸数全32戸が完成する見通しとなっております。このことにつきまして、慎重審議の上、御可決賜りますようお願いを申し上げ御挨拶いたします。よろしくようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で町長の挨拶を終わります。

---

---

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により12番千葉勇治議員及び13番若生寛議員を指名いたします。

---

---

日程第2 会期の決定

議長（石川良彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

---

日程第3 議案第3号 工事請負契約の締結について

議長（石川良彦君） 日程第3、議案第3号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 議案第3号の提案理由について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

議案第3号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大郷町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 契約の目的 令和元年度大郷町高崎団地新築工事（第5工区）

- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約金額 一金 50,050,000 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額  
4,550,000 円)
- 4 契約の相手方 仙台市若林区六丁の目元町 2 番 11 号  
皆成建設株式会社

令和 2 年 2 月 4 日 提出

大郷町長 田 中 学

議案第 3 号につきましては、令和元年度大郷町高崎団地新築工事（第 5 工区）の工事請負契約の締結にあたり、工事予定価格が 5,000 万円以上となりますことから、地方自治法並びに条例の定めるところにより議会の議決を求めるものでございます。

はじめに、工事概要の説明をいたします。工事内容としましては、木造二階建て、一棟当たり A=137.06 m<sup>2</sup>の 2 棟、4 戸となっております。本件につきましては、設計金額が 5,000 万円以上の工事でありましたので、担当課より提出された、条件付一般競争入札執行に係る設定条件内申書に基づき、令和元年 12 月 11 日に、入札参加条件設定委員会を開催し、資格条件を設定いたしました。この会議において設定した主な入札参加条件は、建築一式の承認格付け B ランク以上の者で、建設業法に規定する経営事項審査結果の建築一式の総合評定値が 700 点以上であること。入札公告日において宮城県内に本店又は本店から委任を受けた支店等を有すること。特定建設業の許可を有していること。雇用関係のある監理技術者を工事現場に専任で配置できること。平成 21 年度以降に、元請として国又は地方公共団体等から受注し、引渡しの完了した木造公営住宅建築工事又は平成 26 年度以降、年間平均 20 棟以上の木造住宅建築工事の施工実績を有すること。としたところでございます。その後、12 月 18 日に、建設工事条件付一般競争入札公告を行い、設計図書等の閲覧、参加申請書の受付期間を経て、12 月 26 日、入札参加資格判定委員会を開催しました。入札参加申請にあたっては、今回落札した、皆成建設株式会社を含め 5 者から申請があり、要件判定の結果、すべて適格者であると判定し、この旨通知のうえ、令和 2 年 1 月 16 日に入札を執行いたしました。入札の結果ですが、最低入札価格は、皆成建設株式会社の 45,500,000 円でしたが、この額は、低入札調査基準価格として設定した 61,218,000 円を下回っていたため、大郷町低入札価格取扱要綱

第3条の規定により、落札の決定を留保するとともに、1月24日に同社からヒアリングを実施のうえ、1月28日に低入札価格調査委員会を開催し、契約内容に適合した履行が確保できるか審議したところでございます。審議の結果ですが、同社は、営業年数42年を数える会社であり、経営状況及び信用状況にも特段の所見はなく、また、他の地方公共団体からも同種工事を受注しているなど、これまでの工事の実績により、十分に施工可能な範囲内において積算し、応札したものと認められること。本工事に関し、同社における通常の利益率の確保が見込まれること。などの理由により、入札価格は、企業努力の範囲内と判断でき、工事施工にあたり、契約内容に適合した履行がなされると認められました。このことにより、最低入札価格をもって入札した、皆成建設株式会社を落札者として決定し、契約金額を、消費税及び地方消費税の額を加算した、50,050,000円として、1月30日付けで工事請負仮契約を締結したところでございます。なお、工期につきましては、令和2年3月27日までとしております。

以上で議案第3号の提案理由についての説明を終わります。御審議のうえ御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 三、四点お聞きしたいと思います。まず一つ目はですね、今回も低入札調査基準価格を下回ったということですが、これまで、4工区の入札がされているわけですが、たぶん、私の認識では全てが低入札だったのかなという印象があるわけなんですけど、これまで、それらの低入札価格でこのような、いろんな協議した結果、業者を決めその後工事が完成した暁には当然、竣工検査をしているわけですが、その際に低入札価格で契約した内容がどのように竣工検査の結果になっておられるのか、その報告をあわせてお願いしたいと思います。また、あわせて当然のことながら、毎回のように低入札があるということは設計の段階で前回に見習って価格を、設計の価格をし直すということもあってもいいのではないかと思うんですが、その辺についてどのような検討をなされているのかお聞きしたいと思います。また、既に入居されている方々の声を聞きますといういろいろ設計の中での、こうしてほしい、ああしてほしいという声、私たちにも寄せられておりますから、町のほうにも十分届いておると思うんですが、その辺については、これまでの4工区の経験をどのように、声をどのように反映されて、今回の5工区の設

計に入っておられるのか、その辺もあわせてお願いしたいと思います。お聞きします。よろしくお聞きします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） まず、一点目の今までの第1から第3、まだ第4工区につきましてはまだ施工中でございまして、第3までは完成してございます。その結果につきましては、特段問題なく施工されておりました、検査につきましては合格というふうになってございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） はい、お答えいたします。まず、設計価格の件でございますが、こちらにつきましては単価がですね、県単価といったようなそういうものの中での積算でございまして、一定の基準の中での積算でございまして、一定の基準の中での積算でございます。ですので、前回の落札が安かったから次に反映させるというようなことはしてございません。あくまでも一定の基準の中での積算ということでございます。続きまして、これまでの内容をどのような形で反映されたのかということでございますが、これにつきましては入居されている方の皆さまからいろいろな声が聞こえてきます。対応できるものにつきましては対応してございますし、これまでもそうだったのですが、今回の設計に至りましてもバリアフリー住宅ではございませんが、バリアフリー性に関する基準に基づいた中で設計をしております。例えば段差を設けないとか、手すりを設けるとか、そういった中でございまして、今後も必要に応じて、必要な声がございましたら、対応できるものにつきましては対応してまいりたいと考えております。以上です。

議長（石川良彦君） はい。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 住んでいる方の声を、一部をお聞きしたんですが、どうも部屋の造りの中で、手前と奥が反対だったらいいとか、かなり設計の中で不便さを感じるというようなこともあったんですが、いろいろ声を聞きながら何工区も分かれて事業やるということになれば当然のことながら、それは、町として十分に対応できる内容なのかなと思うんですが、今の話を聞きますと、内部的にあまり手を加えていないような答弁でございましたが、今後その辺について、今後というかあと1工区で終わるわけなんです、今後ともそのような声を聞いて反映されていくような、是非、内容にしてほしいと思います。それから、県が定めている単価について、一定基準云々という話だったんですが、例え一定基準で

あっても毎回のようになかなりの価格、下回っている価格の中で、そして確認すると問題がなかったというような答弁もありましたが、そうした場合には当然のことながら公金でやるわけですから、ただ安ければよかろうではなく、安いなりに、当然設計の段階でもある程度価格を下げて対応できたのではないかと思うんですが、何か一定基準というものを下げた単価で対応した場合には、何かいろいろ補助事業に問題があるのか何か差し支えあるんですか、その辺について、どうしても一定基準を満たさないとだめだという何か定めがあればその理由をお聞かせ願いたいと、もしなければ、やはり、低価格で何回も落ちてというような状況の中で十分にその審査結果が問題なしという状況になっているわけですから、設計価格の中でも反映すべきだと思うんですがもう一度答弁を求めたいと思います。それから工期なんですけど、きょうもう既に2月です。3月の27日ですか、一カ月そこらで、果たして本当に建つのか、どうもこの状況を見てみますと、工期があっても延ばすのがごく普通になっているような習慣がある、そういう点で果たして入札をお願いするときにも、この工期が支障をきたして参加しなかった方もあるのではないかと思うんですが、この工期について間違いなく3月27日までやれるんですか、もしやれなければペナルティなど加えるくらいのそういう強い姿勢で工期を定める必要があると思うんですが、その辺について今後こういったあり方についてもどのように考えておられるのか答弁を求めたいと思います。お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） はい、お答えいたします。まず一点目の価格の設定ですが、こちらにつきましては先ほどから申し上げてございますが県で設定している単価、それに無いものにつきましては見積もりを徴収した中で単価を設定してございます。あくまでも町としての基準を設計書として出しているものでございまして、入札の価格につきましては、これはあくまでも企業の努力の中でこのくらいだったら出来るということの中での入札でございますので、あくまでもこちらにつきましては、町はこれまでどおり設計書を作成したものでございます。またもう一点の工期につきましては、こちらにつきましては、3月末までの工期につきましてはなかなか厳しいというのは重々承知でございます。その際に入札公告の中でも工期につきましては年度を跨いで工期を延ばすということも明記してございます。こちらにつきましては、業者との今後の進め方の中で協議を行った上で変更もあり得るということで対応して

まいりたいと思います。間取りの変更の件でございますが、やはりこちらにつきましましては、大きく設計変更をするということは国の補助金等もいただいている中でのことでございますので厳しい部分もございます。しかしながら、対応できるものにつきましましては対応してまいりたいと、ただ大きな、骨格的なものにつきましましては、これは出来ないというのが事実でございます。以上です。

議長（石川良彦君） はい。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 国の補助金を、もちろんもらう事業でしょうが、しかし、その設計、その事業ごとの申請ってことになるのかなと思うんですが、もうまとめて、この事業全体の中でいくらっていうことを出しているわけではないと思うんですが、その辺の応用はきかないのかどうか、国の補助があるから間取りも決めたとおりにやらざるを得ないっていう、当初計画とおりだということですが、どうもその辺については、ある程度そこに住んでいた、住むようになった方の声が、かなりシビアに住みよい街、住みよい町営住宅の建設にも反映される声と私はとるわけなんです、そういう点では何期にも分かれて今後とももしあるとすれば、それを活かす必要があると思うんですが、その国の補助の縛りについてお聞きしたいと思います。それから、工期について、延ばしているということで、延ばすことももう決めているという話でございますが、全体的にこの建物については大体いくらとか、せめて一、二カ月は厳しくとも最低でもこれくらいというような条件を詰めておかないと、業者任せで、業者の都合によっていわゆる工期がいつでも自由に延ばされるのでは、そこに生活するかたあるいはそこに住もうとする計画あるいは、これ決して分譲だけでなく、あらゆる工期について出てくると思うんですが、町として主体性をもった工期を定めてそこに業者に協力をもらっていくというそういう姿勢がもっとあって良いんじゃないかと思うんですが、どうもその辺のいろんな工期を見てても簡単に工期が延びているような状況がありありなんです、今回の建物の工期も含めて、その辺の工期のあり方についてもいろいろどのように考えておられるのかお願いしたいと思います。以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） はい。国からの補助金につきましましては、補助金をいただいた中でこれまで全体で設計をしまして、今まで発注をしてきました。間取りを変えらなるとなりますと設計に時間を要します。そうしますと工事をするのもまた更に延びると、そうしますと建て替えて住み替

えをする方につきましても入居するのが遅くなるというのもございます。そういった中で、今回、大きな変更というものにはなかなか厳しいというのが事実でございます。また、工期につきましては、必ず工事ごとに適正な工期がございます。住宅だけでなく道路、何をするにしても適正な工期がございまして、発注時期によりましては当然年度を跨ぐものが出てくるものでございます。今回につきましては、年度内の発注、工事完成という中ではございますが、住宅を建設するにはやはり6カ月近くはかかるかと思えます。そういった中で仕様書のほうにも工期延期については協議に応じるということの中で進んでいますので、業者任せではなくて、町として適正な工期もある中で業者との協議の上で対応しているというところでございます。

議長（石川良彦君） ほかに。9番和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 今回の入札参加条件で町内の業者が何社くらい該当しているのかその数と、該当がもしゼロであれば、この条件の中で厳しい条件は何なのかというのを教えていただきたいと。あとそれから、今回の4戸に入居する方は既に決まっているのかどうか、もし、決まっているのであればその中で車いすを使うというそういう人はいないのかどうか、いればそれに対応の設計になっているのかということについて教えてください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） まず、町内の業者がどれくらい該当するのがいるのかという、今、手持ち資料がございませんので、正式な数字はございませんので答弁は差し控えたいと思えます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） はい、お答えいたします。今回建設を予定しています4戸につきましては、こちらにつきましては、入居される方については決まってございません。4工区、今発注している工事分までで東沢と田布施住宅の方につきましては終了ということでございます。以上です。

9番（和賀直義君） 町内の業者がどれくらいの答弁はもらえなかったんですけども、素人なりの考えなんですけれども、これくらいの内容であれば町内で何社かやれるんじゃないかなと自分なりに考えているんですけども、その辺も含めて、やはり地元の業者で…、何と言いますか、経済的にまわすためにも、入札条件なんかももうちょっと見直す時期に来てんじゃないかと思うんですけども、その辺に関しての担当課長の

御意見を伺いたいのですが。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 先ほども御説明させていただきましたが、担当課、いわゆる地域整備課より設定条件の内申書に基づきまして、入札参加条件設定委員会で、その条件内容を設定した中で今回発注してございまして、その条件の見直しということでございまして、あくまでもその内申に基づいてその設定委員会で決定ということになってございまして、御理解いただければというふうに思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。4番大友三男議員。

4番（大友三男君） 今回の高崎団地第5工区の関係なんですけれども、第1工区からずっと私も落札価格というんですか、見てきましたけれども、平成29年度までは、この公共事業関係で最低…、低入札調査基準価格と最低制限価格の二つの制限を設けて入札を行って来ましたが、高崎団地の新築工事が始まった平成30年度からですかね、最低制限価格という制限を無くして、低入札調査基準価格の制限だけで入札を行ってきた中で、一般的に最低制限価格というのは70%、予定価格の70%というのが一般的な落札パーセンテージなんですけれども、今回の落札価格を見ると、予定価格に対して66.9%と、かなり低い数字になっているような状況が見受けられます。こうした中で低入札調査基準価格というのは90%に設定されていますけれども、それを下回った数字で今回落札決定というようなことみたいなんですけれども、これ、低入札価格調査委員会を1月28日に開催して、「契約内容に適合した履行が認められる」というような結果が出たということなんですけれども、これくらい低い数字での落札価格で適合した履行がなされると認めた根拠をお聞かせいただきたいのですが。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。低入札価格失格基準というものを設けておまして、それですと、最低入札価格が予定価格の三分の二の九割を下回ったときということになってございまして、今回につきましてはそれを下回ってございませぬので、失格基準に当てはまらないということから、今回決定したものでございまして。以上でございます。

議長（石川良彦君） はい。4番大友三男議員。

4番（大友三男君） 条件と言いますか、数字的にはそうなんですけれども、一般的にです。一般的にこの70%を下回った場合には、一般的に内容、

契約内容に適合した履行なされないと。なされないのではないかという  
ような考えがあってこの70%という最低制限価格というか、制限が設け  
られていたと私は認識しております。そういう中での66.9%という数字  
での落札で間違いのない工事が出来るのかどうなのか、その間違いのない工  
事が出来るとした根拠をお聞かせください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。それにつきましては、今回の皆  
成建設さんと、その低入札価格のヒアリングを実施しました。その際  
におきまして、その会社におきまして通常の利益が確保出来るというよう  
なことから、会社においても利益が発生するということで、この工事  
については妥当だということで決定したものでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 先ほども出たわけなんです、町内の業者に関して、資  
料が無いからちょっと公表できないという話しだったんですが、もし、  
いないのであればやはり町内業者の育成と言いますか、そういうのも必  
要かと思うんですがその辺に関して町長どのようにお考えなのかお聞  
きしたいと思います。

議長（石川良彦君） いいですか。町長。

町長（田中 学君） はい。そのような御意見はずっと昔から、以前からござ  
いました。町内業者育成をどうするかという、町がこうしたらどうです  
かという提案に乗ってこれない、いろんな意味での環境がある。まさに  
私が申し上げている家づくりは人づくりだと。我が家を作るには我が家  
の息子を作んねぐないよ、それで、建設会社にもだいぶその辺は申し上  
げてきた経緯がございしますが、今、町内に何社あるんですか、指名業者。  
四、五社ですよ。もちろん工務店と言われる木造建築、公共事業の資格  
を持っている業者はないという大変寂しい限りであります。育成する人  
材を育てる、仕事を町で優先的にやらせる、この辺議員の皆さんにも十  
分、我々と一緒になって、私らに任せるだけでなく、何か育成する方  
法を考えなくてはならないなと思っております。こういう人材の不足す  
る社会になってきて地元は大工さんもないという地域が出て来てござ  
いますので、今回の、この台風災害においても、地元で大工さんがい  
なくて困ったということでしばらくは順番待ちだとやという  
そんな話も聞こえてきました。本当に残念であります。ひとつあの、財  
政支援をすればそれで地元企業育成になるかということになると、全然  
違います。やはり、事業主のものの考え方、ここをもう少し我々も、商

工会をとおして、この間も職工組合の新年会に御案内いただきました。そこでも申し上げました。こうゆうような災害が発生して、地元の皆さんにもいろんな意味で協力してほしいという、先ほど来、住宅移転の問題、これについても本来であれば地元の土木業者が率先して自分で手を挙げて我々にやらせてくれと言うくらいの意気込みがほしいなということで、千葉参事にも申し上げているんですが、地元にも力強く声をかけていただきたいということで、間もなくその会議が計画されたようですが、ひとつ議員のほうからもそういう地元の皆さんに温かい御支援と我々に対する叱咤激励をお願いしたなというふうに思います。以上です。

議長（石川良彦君） 13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） この地元の業者の育成と言いますか、これに関しては随分前から必要だ、必要だ、と話はあったと思うんですね、今の町長の話ですと、財政支援が町で出来る一番の応援かなという話でございましたが、やはり、そこはそういう団体もあるかと思うんですね、さっき言った職工組合なり何なりを通じて、やはり、そういうところにも働きかけていただいて、そこから始まらなければだめだと思いますし、また、下請け業者としてよそに行って仕事をやっている業者も二、三あるかと思うんですね、やはり、そういうところにも働きかけなくてはだめでないかなと、そうなれば、まだまだこの…、地元の業者が出てくればもっと発注しやすいような体制が整うと、そのように私は考えておりますので、やはり、財政面支援、今どれほどされているか私あの勉強不足で申し訳ないです。もしそれが可能ならもう少し財政的支援をしていただいて、業者の育成に努めてほしいと思うんですがもう一度答弁お願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） はい。町長。

町長（田中 学君） 我々、いろんな意味で支援策を考えられない訳ではございませんので、地元の職工組合の、あの総会でも挨拶で申し上げております。だれかまとめてこの職工組合を引っ張る人いないのかと、みんな、遠慮がちの皆さんでそれを、組織をまとめて、組織で仕事を取るとかというそういう感覚が全く見られない。ここから商工会指導も大事だなということで、商工会の事務局も来ていましたので申し上げたのですが、やはり、もう少し組織として、我々が、じゃ、そういうルールがあるのにルールを崩して、地元優先だということでやるわけにもいかないし、それに乗った努力をする、足りない分については、じゃ、隣の企業が応援

に出すからひとつまとめてくれやとか、そういうようなことも出来ないわけではないのではないですかと、いろんなことを呼びかけましたがそういう雰囲気は全く見られなかった。高橋議員は参加していたから、あの状況を見たらわかると思うんですが、本当に一人親方の人たちではとても出来ないなど、下請け事業は出来るそうです。だったら、下請けに徹して、こういう仕事を取った会社の下請けとしてやりたいという申し込みがあれば町でその辺のルールはない訳ではないのではないのかというふうに思いますので、透明性の高いルールで地元業者をお願いしたいという呼びかけくらいはできるのではないのかというふうに思います。私が言うよりも、議員の皆さんがやったほうがやりやすいんじゃないですかね。そういうことを私は、出来れば地元の業者にそういうセンスを持っていただきたいなというふうに思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。7番熱海文義議員

7番（熱海文義君） 第4工区するときにもバリアフリーということで私のほうから提案させていただきましたが、今回の第5工区に関しては段差や手すりを付けるくらいで大きな変更は出来ないというようなお話しでございました。先ほど和賀議員からありましたけれども、まだ入居が決まっていない中で、もし車いすに乗った方が入居したいと言ってもな入れないというような状況があるのではないのかと思うんですが、その辺、もし車いすで入居したい、そのための通路が無いというようなことですので、その辺、もしあった場合はどのように考えているのか、お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） はい。お答えいたします。こちらにつきましては、そういう申し込み等があって入居される方がいらっしゃいましたら、その辺は柔軟に対応していきたいと考えております。

議長（石川良彦君） はい。7番熱海文義議員。

7番（熱海文義君） ある程度、その金額が決まった中で柔軟に対応するということは、町から持ち出して後から取り付けるという考えでよろしいんですか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） はい。そのとおりでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

議長（石川良彦君） なお、財政課長にお願いしておきます。先ほど和賀議員

からの質問で町内における入札参加条件を満たす業者ということで質問がありましたので、その件については、後で、資料で提出願います。よろしいですか。（「はい」の声あり）お願いします。

議長（石川良彦君） ほかにありませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第3号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。  
この採決は起立により行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（石川良彦君） 以上をもって本臨時会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和2年第2回大郷町議会臨時会を閉会といたします。

大変、御苦労さまでした。

午前 11時14分 閉会

---

上記の会議の経過は、事務局長 遠藤龍太郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員